

# 「黒い雨」訴訟 広島高裁判決(2021・7・14)

## 被爆者の認定基準

被爆者援護法第1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の解釈

**「『原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者』と解され」る**